

浪江町景観計画骨子（案）

[目次]

1	景観計画の目的と位置づけ	01
	(1) 背景と目的	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 景観計画区域	
2	浪江町の概要	04
	(1) 町の概況	
	(2) 復興の歩み	
3	景観形成の基本理念・目標	06
	(1) 基本理念	
	(2) 基本目標	
4	景観形成の基本方針	09
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 町全域の方針	
	(3) 地区ごとの景観特性と方針	
	(4) 重点地区の設定	
5	良好な景観形成のための行為の制限	32
	(1) 届出に関する手続き	
	(2) 届出対象行為	
	(3) 景観形成基準	
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項	34
	(1) 景観重要建造物の指定方針	
	(2) 景観重要樹木の指定方針	
7	屋外広告物に関する事項	36
8	公共施設の景観形成に関する方針（景観重要公共施設）	37

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項	
(2) 占用許可の基準	
9 景観形成の推進方策	39
(1) 協働による景観まちづくり	
(2) 推進施策	

1 景観計画の目的と位置づけ

(1) 背景と目的

ア 人的状況

2011. 03. 11 に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により全町避難を余儀なくされた本町は、14年の時を経た現在、住民の帰還は未だ十分ではないものの、生活環境の回復をはじめ、町の本格的な復興に向けた取組を行っています。震災前には約 21, 000 人の住民が暮らしていた本町ですが、現在の実居住者数は約 2, 000 人、令和 6 年 3 月末現在の住民基本台帳人口は 14, 979 人であり、また、復興庁の住民意識調査（令和 5 年 2 月 21 日）では「町に戻らないと決めている」が 50. 0%となっています。

住家や事業所をはじめ多くの建物が解体され、町内の至る所に空家や空地、雑草の繁茂する景観が広がる一方で、復興の動きが始まった今、町の景観を今後どのように創り出し、育み、あるいは改善していくのか、多くの住民が避難を余儀なくされている中で、多様な意見を集約し、未来への景観づくりを進めていくための道程が模索されています。

イ 町中心部の状況

JR 浪江駅周辺地区では、我が国を代表する建築家のデザインで、交流・商業・住宅施設などを整備する浪江駅周辺整備事業が進められ、また国際的な研究教育機関である福島国際研究教育機構（F-REI）の立地が決定したほか、造成された産業団地への新たな企業の進出も相次いでいます。

なお、本町ではこれら進出企業等と連携しながら「ゼロ・カーボンシティ」や「なみえ水素タウン構想」を掲げ、持続可能なまちづくり実現のためエネルギー地産地消の取組を進めています。その反面、太陽光発電装置の点在は景観阻害要因として課題視されています。

今後、これらの先導的な事業に誘発された急速な建築・開発圧力が高まることが推測され、現状を無為に委ねた場合、無秩序な開発整備や景観の阻害が急速に進行することが懸念されています。長期的な視点で取組が必要とされる景観形成ではありますが、短期的にも即効性かつ実効性のある景観施策の実施が強く望まれます。

ウ 町全体の状況

本町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された「ふるさとの景観」を有しています。それは、西に阿武隈高地、東西に流れる請戸川や高瀬川の河川環境と周囲の丘陵地、太平洋に面する海岸部、そしてこれらの場所の四季折々の景観を美しく際立たせる梅、桜、サルスベリ、コスモス、サザンカ、松の木々や生垣、庭の草花などそれぞれ印象に残る自然景観として保たれてきました。これらはあまりに「日常の風景」であるが故、現在のところ町民自らの景観認知度としては決して高くはないもの

の、町としては将来に向けて引き継がなければならない大変貴重な「財産」ということができます。

この「浪江らしい」環境をどのように次代につないでいくかということは、現世代にとっての大きな課題であり、責任です。町全域の景観特性を把握・整理し、町が目指すべき方向性をいち早く見出し、町にとって最も効果的な景観形成手法や実施のための推進体制の確立が急がれます。

エ 計画策定の趣旨

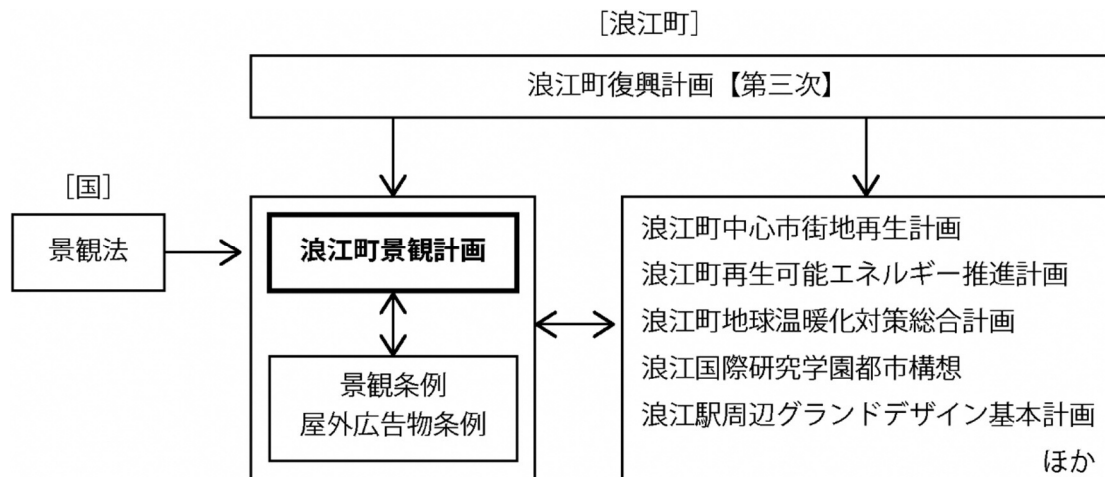
本町には、東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により大きく変化した景観があります。現在も避難困難区域として指定された区域では、景観を含めて環境を維持していくことが課題となっています。一方で、中心部などでは復興事業が進み、また、震災後に建物が解体された空地等では、新たな事業者や店舗、住宅等の建設が進んでいくことも予測されます。本町の景観づくりにあたっては、過去を知り、今を知り、未来を創造していくことが大切です。本計画は、これからの浪江のまちづくりに大きな影響を及ぼす、地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、次代の町民が誇りとできる景観の町をつくりだすことを目指します。

計画策定にあたっては、本町の景観特性や課題を踏まえ、景観形成に関連する各分野との連携を前提とした景観まちづくりについての基本的な考え方を定め、景観を活かしたまちづくりを積極的に推進するための方策を示します。

なお、本町においては復興事業がスタートしたところであり、今後、事業の再開または新規開業等により、新たな市街地の形成が進んでいくことが期待されます。店舗や事業所、住宅等の建設の状況にあわせて、景観計画の内容を更新していくこととします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条の規定に基づく、本町における良好な景観の形成に関する総合的な指針となる計画です。本計画では、復興計画に即し、また、関連する計画との整合・連携を図りながら、施策の実現に取り組みます。



(3) 景観計画区域

景観計画区域は、浪江町全域とします。

2 浪江町の概要

(1) 町の概況

本町は、福島県浜通り（沿岸部）の中央部、^{ふたばぐん}双葉郡の北部に位置します。町の面積は、東西約 32 km、南北約 22 kmに広がる 223.14 km²です。

東は太平洋に面し、西は阿武隈高地がつらなっています。山間部に位置する津島地区の標高は約 415m（下津島付近）と高くなっており、^{ひやま}日山地区と^{たかせがわ}高瀬川地区は阿武隈高原中部県立自然公園に指定されており、新緑や紅葉の名所として親しまれています。阿武隈高地に水源を持つ^{うけどがわ}請戸川、高瀬川が太平洋に注ぎ、河川の堆積作用によって形成された平野が山麓に広がり、農地や市街地が形成されています。海岸部の請戸港は、現在も漁港としての機能は盛んであり、請戸川には、東日本大震災の前まで東北一の規模となる鮭のやな場が設置されていました。また、大堀地区では、江戸時代から相馬藩の特産物として大堀相^{まやき}馬焼が生産されておりました。

海岸、平野、山間の地からなり、気候も一様ではありませんが、浜通りの沿岸では寒流である親潮（千島海流）と暖流の黒潮（日本海流）がぶつかりあい、海洋性の気候となり、比較的温暖な気候となっています。

明治 22 年の町村制施行により誕生した浪江村は、明治 33 年に浪江町となり、昭和 28 年 10 月に^{うけど}請戸村・^{きよはし}幾世橋村と合併、次いで昭和 31 年 5 月 1 日に^{おおぼり}大堀村・^{かりの}苅野村・^{つしま}津島村と合併して、現在の浪江町が誕生しました。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、福島、宮城、岩手を中心とした東日本全体に甚大な被害をもたらしました。本町では、東京電力福島第一原子力発電所の事故のため、全町民 21,542 人（住民基本台帳人口）が町外に避難することになりました。

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示が解除、令和 5 年 3 月 31 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されており、令和 6 年 3 月末時点の人口は 14,979 人となっています。

※町域の図を作成、追加の予定

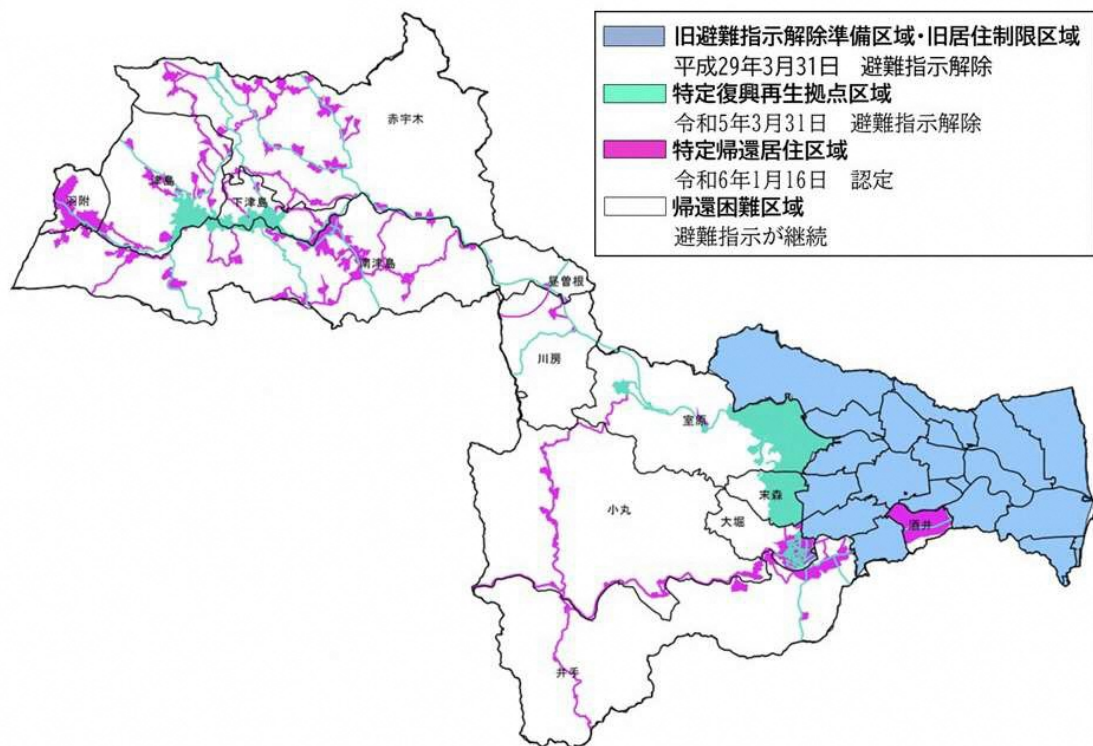
(2) 復興の歩み

平成 23 年 3 月 11 日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町内全域に避難指示が出されました。

町内は、平成 25 年 4 月に空間放射線量が低い順に、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が指定され、避難指示解除準備区域、居住制限区域については、除染・インフラ復旧・生活基盤の再生を集中的に進めた結果、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除されました。

避難指示が継続する帰還困難区域については、現在も居住ができませんが、平成 29 年 12 月に特定復興再生拠点区域を設定し、除染、インフラ復旧を進め、令和 5 年 3 月 31 日に当該区域の避難指示が解除されました。

また、令和 5 年 6 月には福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設され、「特定帰還居住区域復興再生計画」を国に申請し、令和 6 年 1 月に計画の認定を受けました。本計画に基づき、令和 6 年度より除染とインフラ整備を進め、避難指示解除を目指しています。



(浪江町特定帰還居住区域復興再生計画より)

3 景観形成の基本理念・目標

(1) 基本理念

海、まち、山が請戸川と高瀬川でつながる

ふるさとの風景と暮らしを

未来へつなぐ景観づくり

本町は、太平洋に面し、阿武隈高地が町の面積の大半を占めます。浜通り地方の穏やかな気候風土のなか、阿武隈高地から太平洋へ注ぐ請戸川※¹や高瀬川がもたらす豊かな大地に恵まれ、流域を中心として古代より人々の生活が営まれてきました。人々の往来とともに市街地も発展し、相馬藩にゆかりの歴史や伝統を感じさせる景観が現在まで継承されています。

自然と多様な歴史や人々の暮らしが織りなす美しい景観は、本町のふるさと景観を作っています。ふるさと景観として共感できる本町の姿として将来に伝えていくことが大切です。

平成23年(2011)の東日本大震災により沿岸部などでは大きな被害を受けました。そして、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も町内の広範囲が帰還困難区域に指定されています。しかしながら、復興が進められ、新たな施設や市街地の整備、また、新しい産業の誘致により、町の活気やにぎわいを感じられる景観をつくり出しています。それらは、浪江らしさを尊重しながらも新たな、高質なデザインを取り入れ、新たな個性として、本町を町外に発信する優れた景観をつくり出しています。

また、町内の景観が震災前後で大きく変化していることより、住民によって、原風景となる浪江らしいと感じる景観が大きく異なります。ずっと住み続け、震災前後の景観を体験している住民、震災後の景観のみを体験している若い世代や新規住民など、住み始めた時期や地域によって浪江らしい景観が異なります。町内で暮らし続ける、また事業を行う多様な住民や事業者が協働で過去を継承しながら、新たな景観を作り上げていくという視点が重要です。

本町では、ふるさと景観を継承しながら、復興により整備される新たな都市景観を活かして、本町の価値を将来にわたって育み、高めていく景観づくりを行っていきます。景観の魅力は、町に暮らす人々の暮らしや活動、訪れる人々の活動により形成されるものでもあります。町の多様な主体が一体となって、浪江らしさを作り続ける景観づくりを進めていきます。

請戸川※¹：地区によって、泉田川、室原川、津島川などと呼ばれていますが、本計画では表記を請戸川で統一します。

(2) 基本目標

① 豊かな自然を守り、ふるさとを感じられる景観づくり

山・川・海がつながる地形と多彩な自然環境がつくりだす美しい自然景観を保全します。阿武隈山系の山並み、請戸川や高瀬川の景観、流域に広がる田園風景、漁港や海岸線の風景など、自然を大切にし、自然と共生しながら暮らしを営んできたふるさとの景観を守ります。

② 浪江町の顔となる質の高い景観づくり

新たな「まちの顔」となる浪江駅周辺整備、復興のシンボルとして整備された道の駅なみえ、新たな産業が集積する棚塩産業団地など、新たな市街地景観の形成が進んでいます。それらの事業を通して、活気やにぎわいを感じられ、魅力のある、質の高い景観を先導するとともに、周辺施設等も含めて、将来にわたって価値を高めていく景観づくりを行っていきます。

③ 地域の成り立ちを大切にし、未来につなげる景観づくり

震災前からの歴史や土地の記憶を継承し、ふるさとを感じられる景観を守ります。地区ごとの自然や歴史・文化を尊重し、人々に親しまれている多彩な景観資源や、それによって醸し出される地域の個性を活かした景観の形成を図ります。資源や個性を引き立てながら、全体として景観的な秩序と調和のある景観づくりを進めます。

④ 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を向上させる景観づくり

良好な景観づくりにより、地域の魅力や価値を向上させ、観光や交流を促進し、まちの活性化につなげます。町内の多彩な景観資源を活かすことで、美しい景観を守り、つくり、育てていくことで、生活環境の向上につなげていきます。

⑤ 震災の記憶を未来へ伝える景観づくり

震災遺構や震災後に新たにつくられた施設や場所は、震災の記憶や教訓を伝える景観を形成しています。それら施設を中心に、震災の記憶と教訓を継承し、復興の記録を刻み、地域に定着させていく景観づくりを行います。

⑥ 人々の活動によって育まれる景観づくり

人々の暮らしや活動を通じて、にぎわいや活気を感じられる景観をつくり出します。地

域の伝統文化や生活文化を継承し、また、町民や事業者が主体となって進める身近な景観づくりを促進します。

4 景観形成の基本方針

(1) 基本的な考え方

基本理念及び基本目標に基づき、本町の景観特性に沿って景観形成の基本方針を設定します。町域を大きく景観構造で分類した「類型別景観形成の方針」と、地域ごとの「地域別景観形成の方針」の2つによって構成します。また、特に重点的に景観形成に取り組む地区を景観重点地区として定めます。



(2) 町全域の方針

本町の景観について、地形的条件や地域性など、景観を構成する様々な要素から「自然景観」、「歴史・文化的景観」、「市街地景観」の3つの類型に区分します。また、本計画策定にあたってのアンケート調査等で、浪江らしい景観として祭礼行事やイベント等の風景があげられたため、それらを「活動景観」として整理します。加えて、本町の都市景観を形成する上で重要な要素である「施設景観」、「眺望景観」を抽出します。

また、本町の都市景観を代表する場所を「景観拠点」として、また各類型を横断して有機的に連続する線的な要素で、特に都市景観を構成する骨格的なものについて、山並み、沿岸部、河川や主要な幹線道路などを「景観軸」として位置づけます。

なお、本町の景観は震災前後で大きく変わりました。震災により失われた景観、中断している行事、帰還困難区域に含まれるものなども多くありますが、町民よりアンケートであげられたものなど、未来に継承していく重要なものは、景観要素として取り上げます。

景観類型	景観要素
自然景観	主として山地、丘陵地、農地、海岸、河川等、自然的オープンスペースによって構成される景観 [面] 山地、海面、水面、まとまりある緑地（山林、里山）、植生 [線] 河川、水路、並木、海岸 [点] 巨樹
歴史・文化的景観	史跡・文化財、寺社、歴史的集落など、歴史的要素による景観 [面] 町並み、家並み、まとまった農地 [線] 街道、参道 [点] 歴史的建造物、遺跡・史跡、寺社
市街地景観	主として建築物群によって構成される住宅地、商業地、工業地の景観 [面] 特徴的な景観を有する地区（住宅地、商業地、工業地等） [線] 商店街、沿道サービス [点] 駅
活動景観	人々の活動によって生み出される景観および活動の背景や活動の場所・拠点の景観 祭礼、イベント、年中行事
施設景観	道路、橋梁等都市基盤施設やその他の土木施設、あるいは公共・公益建物などによって構成される景観 [面] 公園・緑地、漁港 [線] 鉄道、道路、橋梁 [点] ランドマークとなる建造物、公共施設、ダム・堰
眺望景観	パノラマ・眺望景観または見通し景観とその視点場
震災を伝える景観	震災の記憶や教訓を伝える施設や場所、眺望等で、震災の記憶を重ねることができ、記憶や教訓を後世に伝える景観

ア 自然景観

(7) 河川景観 ※写真を追加予定

阿武隈山系に水源を持つ請戸川、高瀬川の2つの河川が請戸地区で合流し、太平洋へ注いでいます。河川および河川敷などには、多様な生物が生息し、河川沿いの緑と一体となって四季の彩を感じることができます。その他に、小河川や水路も多く流れています。

震災前は、アユやヤマメ釣りなどで多くの釣り人が訪れていました。請戸川では、サケの放流、ふ化が行われ、秋になると鮭が遡上し、震災前は鮭のやな場で鮭漁が行われ、多くの観光客が訪れていました。清流が大小の岩の間を流れる高瀬川の渓谷は新緑や紅葉の名所となっていました。

現在も、請戸川リバーラインは桜の名所として、町内外から多くの方々が訪れます。また、請戸川の鮭のふ化施設の整備が進められ、鮭漁の復活が計画されています。

→ 開放感にあふれた広がりのある眺望や動植物が生息する環境を守るとともに、町民が水辺に親しみ、憩うことのできる場として活用します。川沿いの建築物や工作物等は水辺景観に調和した、景観づくりを進めていきます。

(イ) 山地・山並み景観

町域の7割程度が山林であり、阿武隈山系の山々が連なり、稜線のつらなりと緑豊かな斜面は浪江らしい景観として、多くの町民の心の拠り所となっています。日山、高瀬川渓谷などは、阿武隈高原中部県立自然公園に含まれ、豊かな自然環境を有しています。震災前は、津島地区で林業も営まれ、また、森林ボランティアで植林が行われていました。

現在は、森林の大部分が帰還困難区域に指定されていますが、緑豊かな山並みを望むことができ、本町を特徴づけています。

→ 市街地や農地などの背景となる山並みや豊かな緑を保全し、ふるさとの風景を守ります。また、町内の建造物は稜線や緑に配慮した設えとします。

(ウ) 農業景観

本町では農業が盛んで、請戸川、高瀬川の流域には農地が広がっています。平野に広がる水田は、二宮尊徳にのみやそんとくの弟子である富田高慶とみた たかよしが実践した二宮仕法によるものであり、溜池を築き、用水を引くことで、新田が開発され、それらは、現在も田園風景を特徴づける景観として残っています。集落内の水路には昔ながらの石積み護岸も残ります。震災前は、稲作以外にも野菜、梨、たばこの葉、花卉などが生産されており、酪農、肉牛や養豚なども盛んでした。

現在は、帰還困難区域に指定されている農地、また、担い手がないことで再開されていない農地も多くあり、大規模なソーラーパネルが設置されている場所もあります。

→ 平野に広がる緑豊かな田園風景を、人々の心安らぐ自然景観として継承します。耕作が難しい農地に関しては、荒地にしないよう有効活用を進めながらも、活用にあたっては町域に広がる田園風景や沿道景観に配慮します。

(I) 海岸景観（漁業景観）

震災前は、請戸漁港を往来する漁船で賑わい、また、美しい砂浜が続いており、夏には海水浴場などもオープンし、本町を象徴する景観をつくり出していました。

東日本大震災による津波により被災し、現在は復興海浜緑地の整備などが行われ、新しい景観がつくり出されています。海岸防災林として松が植栽されるなど、災害に強い基盤づくりにあわせて、沿岸部の景観再生に資する取組が行われています。

また、請戸川河口に築造された河口港である請戸漁港は、東日本大震災による津波で甚大な被害を受けましたが、現在は再整備され、多くの漁船が係留し、市場では競りが行われ、活気ある景観をつくり出しています。毎年1月2日には請戸漁港出初式が行われるなど、漁船の往来する風景は、海岸景観を特徴づけています。

→ 地域の歴史を継承しながら、新たな景観づくりを行っていきます。町民や来訪者が海の景観を楽しむことのできる環境を整えます。海辺や漁港周辺の施設（建物や工作物等）については、海への眺望、海との調和を意識します。特に、請戸漁港周辺では、活気の溢れる、本町の特徴として内外に印象づける景観づくりを行います。

イ 歴史・文化的景観

(7) 歴史的な集落景観

平野部の田園地帯では、阿武隈高地から冬季に吹き下ろす風に備えるカコイとよばれる屋敷林と農家住宅が農地の中に点在し、地域の気候風土と共存する田園風景が形成されています。大堀地区には、大堀相馬焼の窯元が集積し、相馬藩より続く歴史を感じることが出来る集落が形成されていました。津島地区などの山間部では、農業が営まれ、自然と共生する伝統文化と生活文化が形成されています。沿岸部では、請戸地区で漁師町が形成されていました。

震災後は、沿岸部の集落は津波で被災し、大堀地区、津島地区の大部分はいまだ帰還困難区域に指定されています。また、その他の地区でも、多くの住宅建物が取り壊されています。現在も歴史的な景観は残りますが、そこに暮らす人々が減ったことで、集落の姿は変わりつつあります。

→ 地形的な特徴や歴史・文化的な生い立ちなどを活かし、その場所にふさわしい、個性的で魅力的な景観の形成を目指します。震災後大きく変わっていますが、震災前から残る地域の歴史を感じることのできる景観を大切にします。

(イ) 歴史・文化的資源

各地区には寺社があり、境内には巨樹や緑豊かな社叢があり、祭礼が行われるなど、それぞれの集落を象徴し、住民の心のよりどころとなる景観をつくりだしています。また、建造物や樹木等は、地域のシンボルや誇りとして、大切な景観となっています。特に文化財として指定されている資源は、周辺も含めて、歴史的な価値も高い景観をつくり出しています。

町内の文化財（景観に関わるもの）

建造物：旧渡部家住宅（県指定）、きゅうわたなべ け じゅうたく 初発神社本殿（町指定）、しょはつじんじやほんでん 持蓮華舍利塔（町指定）じれんげしゃりとう

記念物：本屋敷古墳群（県指定）、もとやしきこふんぐん 大聖寺のアカガシ樹群（県指定）、だいしょうじ 半谷利辰邸内のウラジログシ（町指定）

→ 歴史・文化的資源の周辺においては、資源を引き立てるように配慮した景観づくりを行います。また、**身近に眺めたり、歴史性への理解を深めるなど**、歴史・文化的景観に親しむことのできる環境づくりを行います。

ウ 市街地景観

(ア) 新しく整備される市街地の景観

震災後、多くの建物が取り壊され、かつての街並みはなくなりつつあります。その一方で、住民の帰還や移住促進を目的とした公営住宅が整備され、また、浪江町周辺整備事業や福島国際研究教育機構（F-REI）の整備など、新たな市街地の整備が進められ、新たな市街地景観が形成されます。

→ 新たな整備による洗練されたデザインを活かし、人々の交流の場、町民の憩いの場として、活気と賑わいのある魅力的な景観の創出を目指します。周辺地域を含めて、価値を高めていく景観づくりを行います。

(イ) 工業地景観（産業団地）

町内には、4か所の産業団地があり、規模の大きな工場が集積しています。棚塩産業団地では、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）、福島高度集成材製造センター（FLAM）、福島ロボットテストフィールド浪江滑走路など、新しい産業が立地しており、町内外に発信する拠点となっています。

→ 山並みや緑などの周辺景観との調和を意識し、秩序のある景観づくりを行います。大規模な工場や事務所等は、無機質とならないよう、沿道へ圧迫感を軽減するような景観づくりを行います。また、新たな産業は、観光・関係人口等の町外との交流にも資する景観づくりに努めます。

(ウ) 商店街・住宅市街地

震災以前から、浪江町は双葉郡北部の拠点として、近隣市町村からも多くの人が集まり、飲食店等が多く立地していました。浪江駅周辺では、駅前通り商店街、新町通り商店街には多くの店舗等が建ち並び、にぎわいある町並みを形成していました。商店街には、地域の子供も達が集まるお店があったり、年に一度の十日市では大変なにぎわいを見せていました。また、周辺には、住宅市街地が形成されていました。

しかし、震災後、多くの建物が取り壊され、町の様子は大きく変わっています。一方で、今後、浪江駅周辺整備、F-REI 整備等の事業が進むことで、周辺に事業所、住宅等の立地が進み、新たな町並みが形成されていくことが期待されます。

→ 浪江らしい、自然と共生する暮らしを実現できる景観づくりを行います。商店街はにぎわいを感じ、統一感のある都市景観の創出を目指します。無秩序な色彩の建物や屋外広告物などで景観を阻害しないよう配慮します。住宅市街地では、周辺の土地や自然環境に配慮するとともに、道路に対して緑化を行うなど、背景となる山並みなどと調和する落ち着いた住宅地景観の創出に努めます。

(イ) 道路沿道景観

国道や県道などの幹線道路の沿道には、規模の大きな事業所や商業施設等が立地しており、町の活気を感じることができます。また、沿道では桜などの緑化が行われ、富岡街道^{*1}、浜街道^{*2}など歴史のある道はその歴史を伝えます。主要な道路は、自動車利用者等に対して本町を印象づける沿道景観をつくりだしています。

→ 来訪者の視点を考慮し、良好な沿道景観づくりを進めます。沿道の緑化、広告物の色彩や大きさの配慮など、秩序があり、潤いのある道路景観の形成を誘導していきます。

エ 活動景観

イベント等の活動は、場所とともに歴史やにぎわいを感じられる景観をつくりだし、体験とともに記憶に残り続けます。震災後に休止しているものも多くありますが、かつての活気ある景観は記憶に残り続けており、再開されることで、活気やにぎわいある景観をつくり出し、また、地域の歴史を未来に伝えます。

(7) 伝統行事

震災前は各地区で神楽や盆踊りなどの伝統行事が行われていました。一部の地域では再開され、地域の歴史文化を伝えています。

富岡街道^{*1}：

浜街道^{*2}：

(イ) イベント

十日市祭や標葉郷野馬追祭などで、町内外から多くの人々が訪れ、人々の活動が、にぎわいのある景観を形成しています。

→ 伝統行事等が行われる歴史的な環境を大切にします。また、伝統的な祭礼が際立つ町並みや施設の景観づくりを進めます。

オ 施設景観

町内には、公共施設として、町内各地の地域らしさ・シンボル性など、個性が際立つ建物が所在しています。多くの人が集い利用する公共施設は、住民生活に欠かせない施設であり、地域の景観づくりを先導する役割を果たすことが求められます。また、JR 浪江駅や道の駅なみえなどの施設は、町の玄関口となる施設であり、来訪者をもてなし、町を印象づけるものとなっています。浪江町役場や道の駅なみえは、多くの町民が集まるイベント等の会場としても利用されています。

→ 地域の人々に愛され親しまれる景観づくりを行います。地域らしさやシンボル性を十分に考慮しながら、周辺景観との調和に配慮した施設づくりを目指します。

カ 眺望景観

平野が広がっており、阿武隈山系の山並みや丘陵地等の高台は、市街地の背景になるとともに、こうした地形からは市街地や田園風景、太平洋を一望することができます。また、国道 114 号の JR 常磐線より東側は拡幅にともない無電柱化され、広々とした見通し景観が得られます。

→ 眺望景観を維持するとともに、それを楽しむ場を形成します。浪江のイメージをつくる眺望景観を保全します。また、市街地等では、眺望点からの景観を意識し、景観を阻害しないような配慮を行います。

キ 震災の記憶・教訓を伝える景観

本町では、津波で被災した浪江町立請戸小学校を震災遺構として保存しています。また、請戸小学校から大平山への眺望は、小学校の児童が大平山を目指して避難したという物語とともに、震災の教訓を現在に伝える景観ということができます。

福島県復興祈念公園が整備されており、公園からは沿岸部を一望できる眺望は、震災の記憶を重ねることのできる景観となります。

→ 施設や場所を保全するのに加え、そこから見える景観を保全します。震災遺構等の

周辺においては、施設や場所からの眺望を阻害しないような配慮を行います。

ク 景観拠点（景観的な特徴のあるエリア）

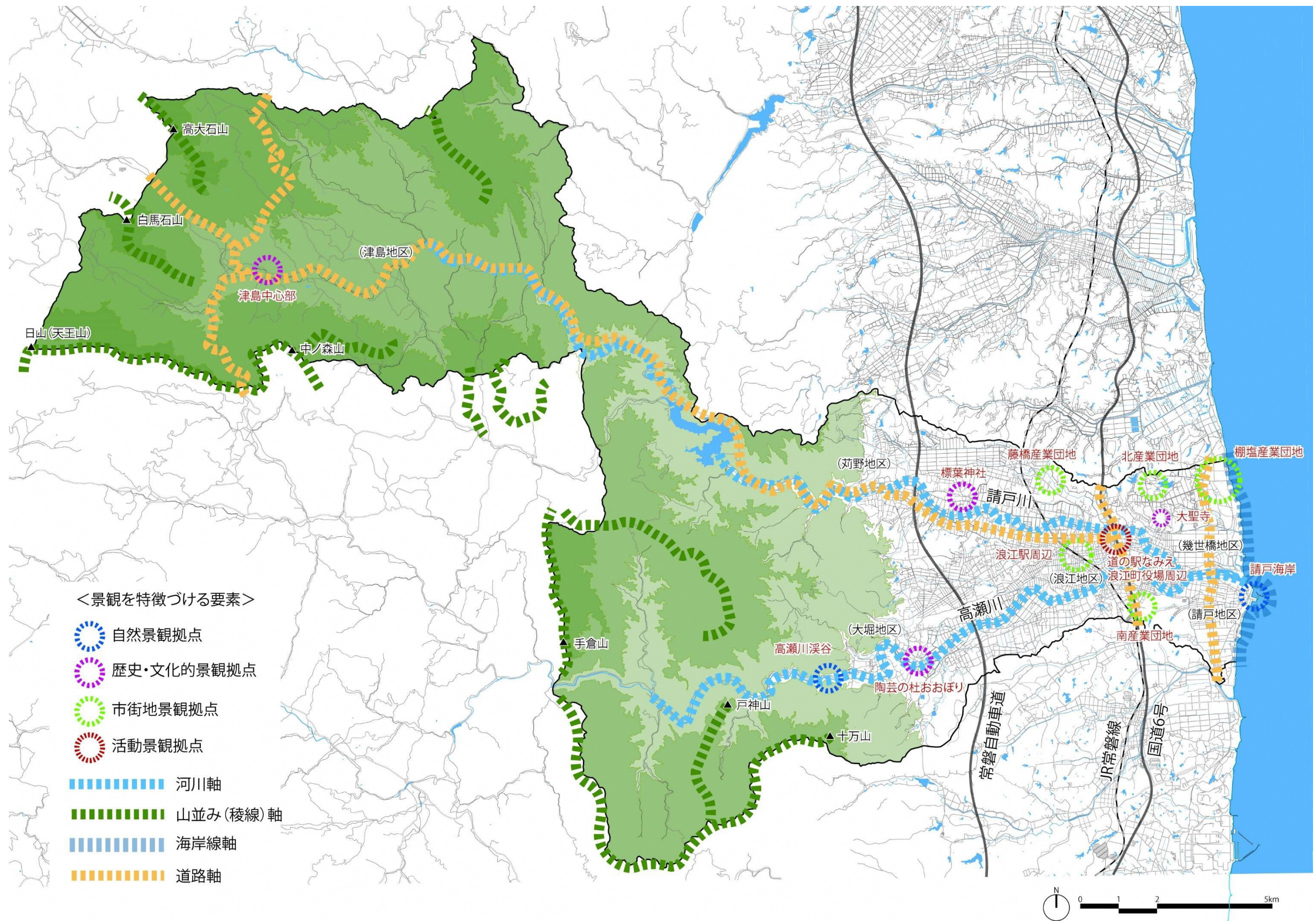
- (ア) 自然景観拠点
 - a 請戸海岸
 - b 高瀬川渓谷
- (イ) 歴史・文化的景観拠点
 - a 陶芸の杜おおぼり
 - b 大聖寺
 - c 標葉神社
 - d 津島中心部
- (ウ) 市街地景観拠点
 - a 浪江駅周辺
 - b 棚塩産業団地、南産業団地、北産業団地、藤橋産業団地
- (エ) 活動景観拠点
 - a 道の駅なみえ・浪江町役場周辺

→ 拠点として、特徴的な景観を楽しむことのできる景観づくりを行います。

ケ 景観軸（景観の特徴的なつながり）

- (ア) 河川
 - 請戸川、高瀬川
- (イ) 山並み（稜線）
- (ウ) 海岸線
- (オ) 主要道路
 - 国道 6 号、国道 114 号、国道 399 号（あぶくまロマンチック街道）

→ 自然環境や歴史を大切にしながら、連続性を意識した景観づくりを行います。



(3) 地区ごとの景観特性

ア 浪江地区（権現堂、川添、樋渡、牛渡、高瀬）

(7) 地区の特徴

中世に条里制^{※1}で整備された田の区画割（権現堂条里制跡）が、現在も基盤目状の街路網として残っています。近世には、「高野宿^{※2}」が形成され、まちが発展しました。JR 浪江駅は明治 31 年（1898）に開業した本町の玄関口となる施設です。また、国道 114 号の一部は、拡幅に伴い電線地中化などの景観整備が行われています。

震災前は、駅東側には新町通り、駅前通りの 2 つの商店街が形成され、町内外から多くの人が訪れ、商店が立ち並ぶにぎわいのある街並みがありました。また、標葉郷野馬追祭や裸参り、十日市祭など、多くの人が集まる行事が行われ、本町の中心としてにぎわいのある景観をつくりだしていました。

震災後には多くの建物が取り壊されましたが、現在も、飲食店や事業所等が点在しています。また、休止していた行事も再開されつつあります。浪江駅東側では、浪江駅周辺整備事業により商業施設や公営住宅の整備が計画され（R8 年度末完成目標）、浪江駅西側では、ふれあいセンターなみえが令和 4 年 6 月にオープンし、福島国際研究教育機構（F-REI）の整備も計画されています。町内外から多くの人が訪れる町の顔となる新たな景観が形成されることになります。

請戸川リバーラインの約 1.5 km にわたる約 120 本のソメイヨシノの並木は、町内外から多くの方が見物に訪れ、本町の代表的な景観をつくり出しています。また、丈六公園は桜や紅葉の名所であり、市街地を一望することができます。



新町通りでの十日市（H17.11）



標葉郷野馬追祭（R3.5）



ふれあいセンターなみえ（R6.3）



請戸川リバーライン（要確認）



丈六公園からの眺望（R6.6）



浪江駅周辺整備（R9.3 完成目標）

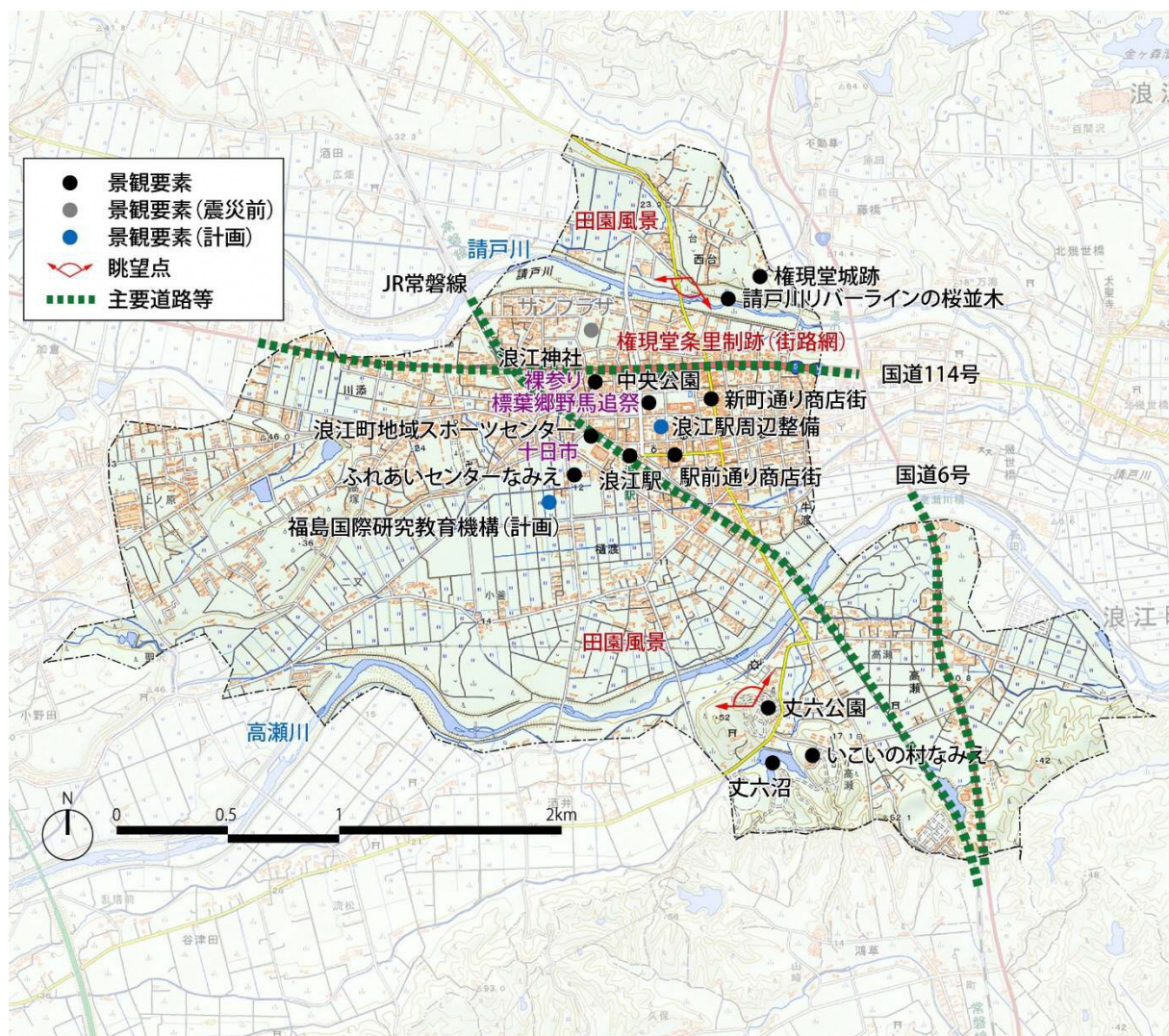
() は写真の撮影時期 震災前 震災後 計画

→町の顔として、地域の歴史・文化と新たな産業が共存し、にぎわいと活気を感じられる景観を目指します。

条里制^{※1}：

高野宿^{※2}：

(4) 主な景観資源



景観の種類	主要な景観資源
自然景観	請戸川リバーラインの桜並木、丈六公園、丈六沼、請戸川、高瀬川、中央公園
歴史・文化的景観	権現堂条里制跡（街路網）、権現堂城跡、浪江神社
市街地景観	新町通り商店街、駅前通り商店街、浪江駅周辺整備（計画）、国道114号沿いの街並み
活動景観	十日市祭、標葉郷野馬追祭、裸参り
施設景観	浪江駅、ふれあいセンターなみえ、浪江町地域スポーツセンター、いこいの村なみえ、福島国際研究教育機構（F-REI）（計画）
眺望景観	丈六公園からの眺望、西台からの眺望

イ 幾世橋地区（幾世橋、北幾世橋、棚塩）

(7) 地区の特徴

幾世橋地区には、中世に標葉郡^{しねはぐん}を支配した泉田氏^{いずみだ}一族により築かれた泉田城跡が残ります。また大聖寺境内は5代藩主の相馬昌胤^{そうまさたね}の隠居した場所であり、現在も数多くの文化財が集積し、緑豊かな社叢は積み重ねられた歴史や文化を現在に伝えます。北幾世橋地区には、周辺の農地の営みを支える金ヶ森溜池があり、高台からは、広がる農地や太平洋への眺望を望むことができます。

震災前はやな場で鮭漁が行われ、毎年行われる鮭まつりには多くの人が集まっていました。また、河口にはマリンパークなみえがあり、周辺を含めて、多くの家族連れなどが訪れるリクリエーションの場となっていましたが、沿岸部は東日本大震災により大きな被害を受けました。

震災後は、令和2年（2020）に棚塩産業団地が整備され、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）や福島高度集成材製造センター（FLAM）、福島ロボットテストフィールド浪江滑走路など、新産業をつくり出す拠点として工場等の大規模な施設が集積する新たな景観が形成されています。また、浪江町役場、なみえ創成小・中学校は、多くの町民が利用する施設であり、道の駅なみえには町外からも多くの来訪者があり、イベント等の活動もあわせて、町を町内外に発信する景観をつくり出しています。



鮭まつり（H18. 11）



大聖寺（R6. 3）



福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（R6. 3）



水神宮からの眺望（R6. 6）



金ヶ森溜池（R6. 6）



道の駅なみえ（R5. 12）

() は写真の撮影時期 震災前 震災後 計画

→大聖寺や請戸川など、地区の歴史や文化を伝える景観を保全、継承するとともに、新たな産業の集積する本町を、町内外に発信する魅力的な景観の形成を目指します。

(4) 主な景観資源



景観の類型	主要な景観資源
自然的景観	鮭やな場、金ヶ森溜池、請戸川、高瀬川、海岸防災林
歴史・文化的景観	大聖寺（大聖寺銅鐘、大聖寺のアカガシ樹群、旧渡部家住宅、相馬御廊所ほか）、初発神社（本殿（養真殿））、泉田城跡
市街地景観	棚塩産業団地、北産業団地
活動景観	鮭祭り、鮭漁
施設景観	道の駅なみえ、浪江町役場、幾世橋防災コミュニティセンター、なみえ創成小・中学校、浪江にじいろこども園
眺望景観	水神宮、海光の丘（棚塩産業団地見晴台）からの眺望

ウ 請戸地区（請戸、中浜、両竹）

(7) 地区の特徴

請戸地区は、古くから漁業が盛んな地区です。請戸川河口に築造された請戸漁港には漁船が停留し、後背には漁師町が形成されていきました。漁港南側の請戸海岸は、美しい砂浜が続き、海水浴やサーフィンで多く人が訪れていました。内陸部には、田園地帯が広がっており、大平山は、大平山横穴墓群が発掘され、古代から人々の暮らしがあったことが知られています。

震災により、沿岸部の漁港や後背地は大きな被害を受け、地区の景観は大きく変わりました。

地区では復興事業が進められ、請戸漁港は令和3年3月に復旧し、本町内で唯一、延喜式内社※¹といわれる茗野神社が令和5年2月に再建されるなど、地区の景観が再整備されています。茗野神社祭礼では、地区の人たちが集まり、豊漁と海上の安全を願う安波祭りが行われます。また、地区からは、請戸漁港から漁船が往来する風景が見られ、1月2日には、1年間の海上安全と豊漁を祈願する出初式が行われます。大平山霊園からは、地区に広がる田園風景や請戸海岸、太平洋を一望することができます。

被災した浪江町立請戸小学校は震災遺構として保存され、旧墓地は先人の丘として整備されました。また、沿岸部には福島県復興祈念公園が整備中であり、震災の記憶・教訓を継承し、伝える景観整備が行われています。



請戸漁港・出初式（要確認）



茗野神社（R6.3）



安波祭り（要確認）



震災遺構浪江町立請戸小学校



請戸小学校から大平山を望む（R6.）



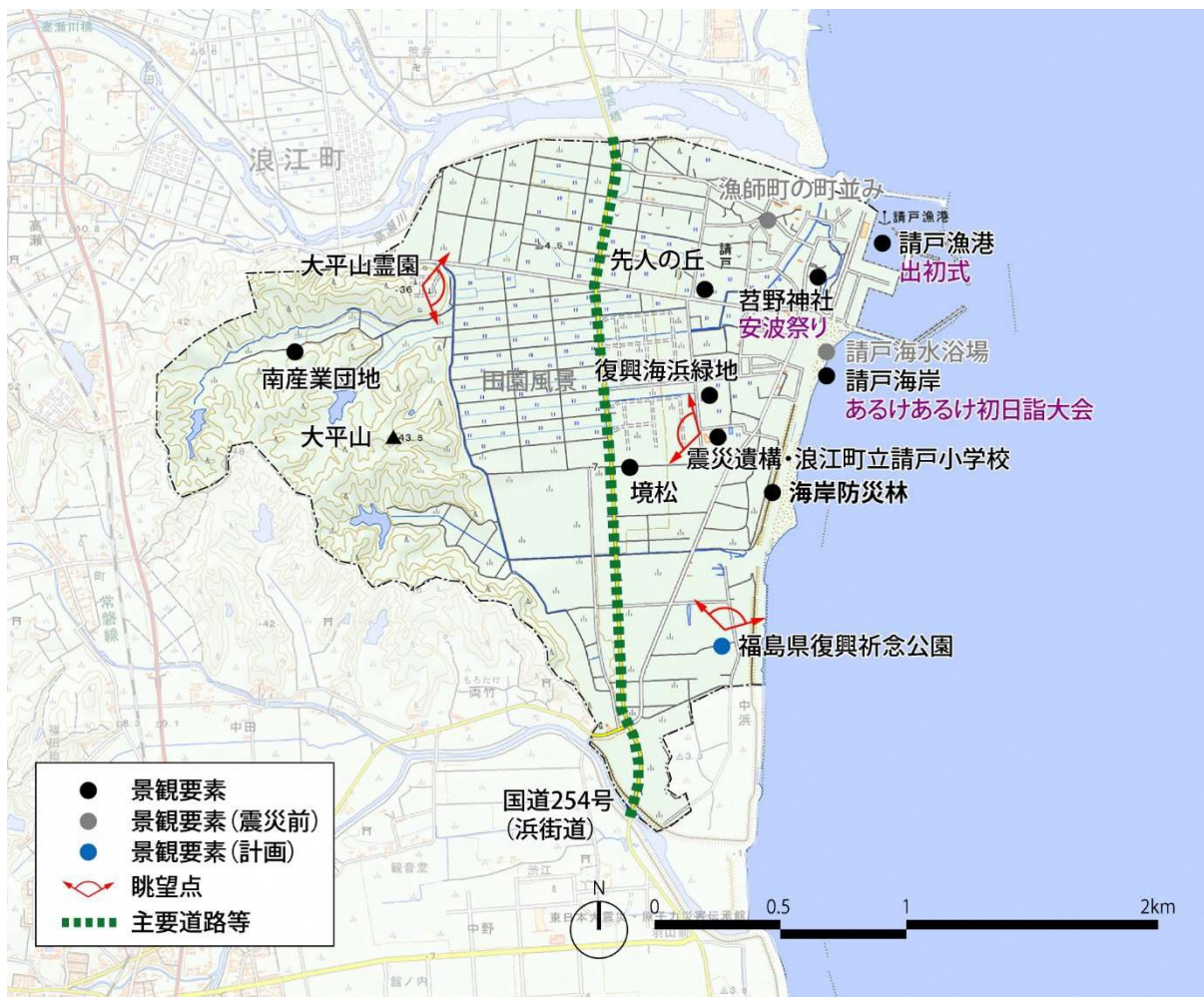
福島県復興祈念公園（計画）

() は写真の撮影時期 震災前 震災後 計画

→太平洋を望み、請戸漁港の活気とにぎわいが感じられる景観を守り、東日本大震災の記憶を伝える景観を継承します。

延喜式内社※¹：

(イ) 主な景観資源



景観の類型	主要な景観資源
自然景観	請戸海岸、諸戸漁港、大平山、復興海浜緑地、海岸防災林
歴史・文化的景観	苅野神社
市街地景観	南産業団地
活動景観	安波祭り、出初式、あるけあるけ初日詣大会
眺望景観	大平山霊園からの眺望
震災を伝える景観	福島県復興祈念公園、震災遺構浪江町立請戸小学校、大平山霊園、先人の丘

エ 大堀地区（酒井、谷津田、井手、小丸、大堀、末森、田尻、小野田）

(7) 地区の特徴

大堀地区では、江戸時代より続く大堀相馬焼が生産されており、震災前には 20 軒を超える窯元が集積していました。地区西部は、手倉山や戸上山などの多くの登山客が訪れる山々が連なり、山間を流れる高瀬川流域には良好な渓谷美が形成され、新緑や紅葉の名所となっていました。また、酒井地区や小野田地区では、花で景観を彩る活動も行われていました。

東日本大震災に伴う原発事故により、地区の大部分が帰還困難区域となっていますが、末森地区、が特定復興再生拠点区域として指定され、令和 5 年 3 月 31 日に当該区域の避難指示が解除されました。

現在、陶芸の杜おおぼりが大堀相馬焼の歴史を伝え、毎年のおおせとまつり（令和 5 年度から再開）には多くの人々が訪れます。また、平野部の田園地帯は帰還困難区域に指定されており、メガソーラーが設置され、景観が大きく変わっています。



高瀬川溪谷（震災前）



手倉山（震災前）



コスモス（酒井地区）（震災前）



陶芸の杜おおぼり（R6.3）



おおせとまつり（R5.6）

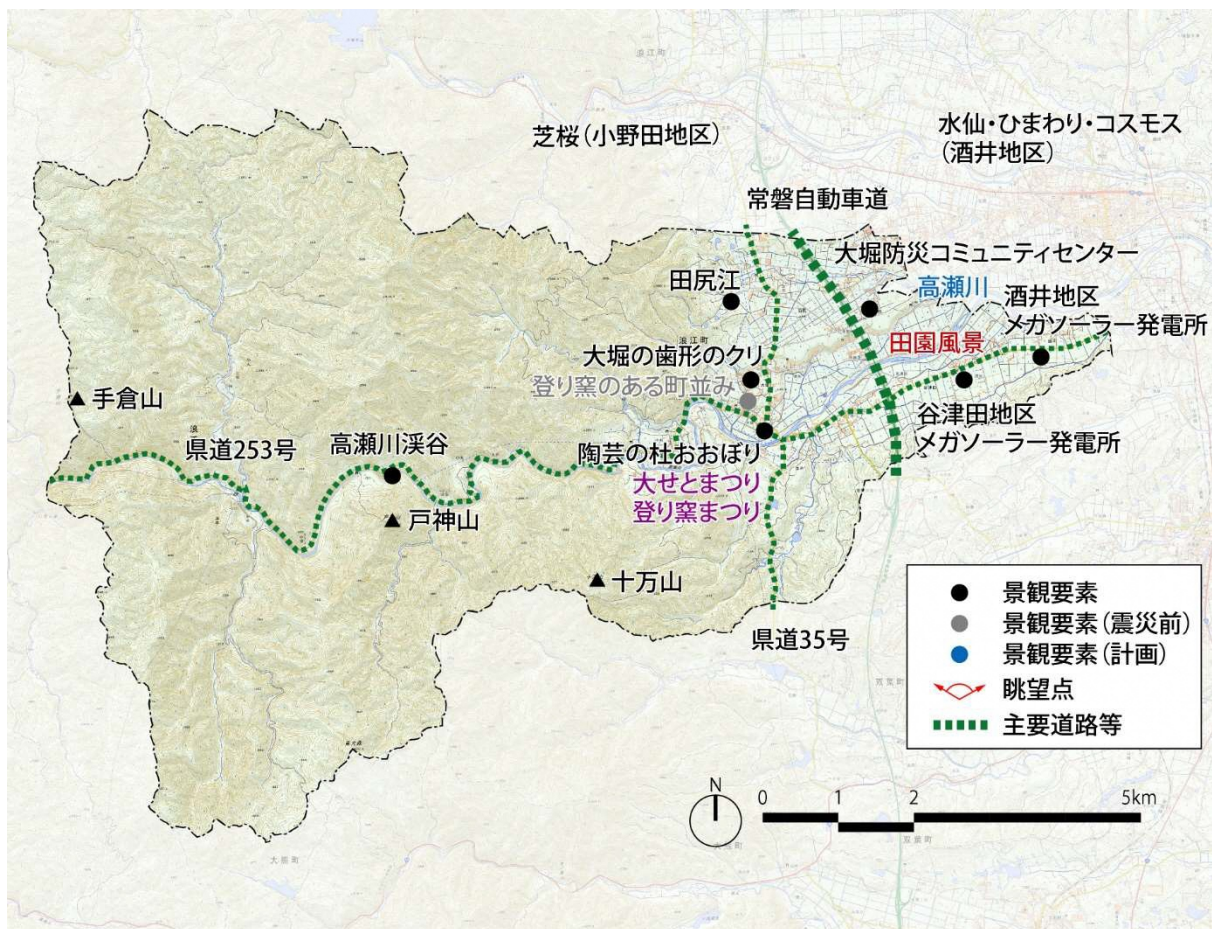


大堀の歯形のクリ（R6.5）

() は写真の撮影時期 震災前 震災後 計画

→山、川の豊かな自然環境を守るとともに、大堀相馬焼に代表される地区の歴史や文化が感じられる景観を継承します。

(イ) 主な景観資源



景観の種類	主要な景観資源
自然景観	手倉山、戸神山、十万山、高瀬川溪谷、大堀の歯形のクリ、田尻江、水仙、ひまわり、コスモス、芝桜、
歴史・文化的景観	窯元の町並み
活動景観	大せとまつり、登り窯まつり
施設景観	陶芸の杜おおぼり、大堀防災コミュニティセンター、メガソーラー発電所

オ 苧野地区（加倉、苧宿、西台、藤橋、酒田、室原、立野）

（7） 地区の特徴

阿武隈山系の山並みを背景に、請戸川の扇状地に農地が広がり、カコイと呼ばれる屋敷林に囲まれた農家住宅が点在しています。相馬藩内の三代堤といわれた酒田のから堤^{※1}があり、歴史を有する田園風景です。標葉神社は、標葉氏、相馬氏に尊崇されており、当地方では中心的な役割を果たしている神社でした。また、室原地区の菜の花やコスモスなど、住民による積極的な景観づくりも行われてきました。

請戸川の上流にある、大柿ダムのダム湖や不動滝は本町を代表する景観資源であり、かつては川には多くの釣り人も訪れていました。藤橋不動尊では、震災前は不動市が行われ県外からも来訪者があり春の風物詩としてにぎわいを見せていました。

震災後は、営農が再開されない農地などもみられますが、平成 31 年には、標葉神社の祭礼が再開され、地域の人々が集まり、獅子舞なども披露されています。

また、常磐自動車の開通に伴い、平成 26 年に浪江 IC が整備され、本町の新たな玄関口となっています。



不動滝（要確認）



室原地区の菜の花（H22. 5）



藤橋不動尊の不動市（震災前）



カコイと民家（R6. 6）



標葉神社（R6. 6）



酒田のから堤（R6. 6）

（ ）は写真の撮影時期 震災前 震災後 計画

→山、川の豊かな自然環境を守るとともに、阿武隈山系と山並みを背景に広がる田園風景を保全します。

酒田のから堤^{※1}：

(イ) 主な景観資源



景観の類型	主要な景観資源
自然的景観	不動滝、酒田のから堤、菜の花、コスモス、大柿ダム湖、請戸川
歴史・文化的景観	農村集落（屋敷林と農家）、本屋敷古墳群、藤橋不動尊、標葉神社
市街地景観	藤橋産業団地
活動景観	藤橋不動尊の不動市
施設景観	浪江 IC、荊野防災コミュニティセンター

カ 津島地区（津島、羽附、南津島、川房、昼曽根、下津島、赤宇木）

(7) 地区の特徴

津島五山^{つしまごさん}*¹といわれる山に囲まれ、山間に集落が点在していました。それぞれの集落の中には、歴史のある建造物が建ち並び、軒先には干し柿や凍み餅がつるされるなど、暮らしを感じられる風景がありました。江戸時代より伝わる五穀豊穡を祈る津島の田植踊りは、地域の歴史文化を伝えます。阿武隈地域をつなぐあぶくまロマンチック街道（国道399号）が南北に通り、冬季には積雪もみられ、緑豊かな美しい里山地区の伝統文化や生活文化が溶け込む景観を見ることができます。

阿武隈山系第二の秀峰の日山^{ひやま}では山開きイベントが行われ、多くの人が集まり、登山が行われてきました。緑豊かな国有林は、住民による森林ボランティアが行われ、環境が守られてきました。津島松は、真っすぐに伸びる良質な松として徳川幕府に献上されていた歴史があり、全国に出荷されていました。

地区の全域が帰還困難区域となりましたが、新たなまちづくりと交流エリア整備を行う区域として、特定復興再生拠点区域（津島地区）が指定され、令和5年3月31日に当該区域の避難指示が解除されました。

現在は、日山の山開きが再開されており、また、つしま活性化センターや旧津島小学校などでイベントが行われるなど、住民の帰還が進むのに伴い、新たな活動・景観が生まれています。



凍み餅（震災前）



森林ボランティア（震災前）



歴史的な趣のある建造物（R6.3）



つしま活性化センター（R6.3）



日山・山開き（要確認）

() は写真の撮影時期 震災前 震災後 計画

→山、川の豊かな自然環境を守るとともに、農業などの生業や暮らしの営みを感じられる景観を継承します。

津島五山※1：

(イ) 主な景観資源



景観の種類	主要な景観資源
自然景観	津島五山（日山、中ノ森山、熊ノ森山、大ノ姿山、高太石山）、白馬石山、たばこ畑、乳牛・肉牛、林業、請戸川、大柿ダム湖
歴史・文化的景観	山間集落の町並み
活動景観	津島の田植踊り
施設景観	つしま活性化センター
眺望景観	日山展望台、国道 114 号からの眺望

(4) 景観形成重点地区の設定

ア 重点地区の設定の考え方

- a 景観計画区域は町全域としますが、特徴的な街並み景観を有する地区を特に重点的に景観形成を図る景観形成重点地区に位置づけ、建築物等の景観の誘導を図ります。
- b 建築物等の誘導にあたっては、地域の景観特性や課題、誘導を図るべき建築物等の内容を踏まえながら、一体的な景観の形成を進めるため、きめ細かな景観誘導を図ります。
- c 景観形成重点地区の区域の設定は、基本的には地域の景観特性が色濃く現れているなど、景観形成上一体的な景観の形成が求められる広がりをもった区域として設定します。
- d 具体的な区域検討においては、現在の土地利用規制等を踏まえつつ、歴史や景観、社会的視点等を踏まえて設定します。

5 良好な景観形成のための行為の制限

(1) 届出に関する手続き

景観計画区域では、景観法第16条第1項により一定の行為について届出を行わなければならないものであり、届出対象行為として、法で定めるもののほか、条例で定めるべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。

本計画において、計画区域内の届出対象行為は、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物や工作物の建設及び開発行為等を対象とします。また、本町の景観形成を先導する取組を進めていく景観計画重点地区においては、届出の対象となる行為を別に定めます。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告（法第16条第3項）の対象となります。また、特定届出対象行為については、変更命令等（法第17条第1項）ができることとなっています。

<図：届け出の流れ>

(2) 届出対象行為

建築物や工作物の建設及び開発行為等のうち、届出の対象となる行為は、以下のとおりとします。届出の対象となる行為のすべてについて、届出の前（別に定める日）までに事前協議が必要です（要確認）。

(ア) 建築物

届出対象行為	規模
新築または移転	
増築もしくは改築、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超若しくは当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

(イ) 工作物

届出対象行為	規模
新築または移転	
①擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	
②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く)	
③煙突、排気塔その他これらに類するもの	
④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	

	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	
増築もしくは改築、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更		上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10 m ² 超若しくは当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

(ウ) 開発行為

届出対象行為	規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	

(エ) その他条例で定める項目

届出対象行為	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
水面の埋立て又は干拓	

(3) 景観形成基準

※景観形成基準の表

6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

(1) 景観重要建造物の指定方針

本町には、歴史的価値の高い建造物や、地域固有の伝統的な形態を有している建造物、震災前から地域住民に親しまれていた建造物が数多く所在しています。加えて、震災の記憶をつなげる建造物、復興事業により未来につながる新たな景観をつくりだす建造物等があります。

地域の個性を活かした魅力ある景観形成のため、良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物について、積極的に保全・継承に努めていきます。

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるもので、以下に示す項目に該当する建造物を、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

①歴史的・文化的に価値の高い建造物

- ・町または県の指定文化財等の建造物
- ・国登録有形文化財等の歴史・文化性のある建造物

②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている建造物

- ・地域の歴史文化を継承し、地域の景観の特徴をなす建造物
- ・優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物
- ・震災の記憶を伝える建造物

③地域のランドマークとなっている建造物

- ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物
- ・地域の景観に影響の大きい建造物

④維持管理を行う個人または団体がある建造物

参考：景観重要建造物について

- ・原則として、景観行政団体の長の許可を受けなければ、増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更をしてはならない
- ・指定によって、現状変更の規制、規制による損失の補填、管理協定による景観行政団体や景観整備機構による管理、建築基準法に基づく制限の緩和（国土交通大臣の承認が必要）が可能となる。

(2) 景観重要樹木の指定方針

本町には、歴史・文化的な意義を持つ樹木、神社の社叢、並木など、地域の景観を形成するうえで重要な樹木が数多く生息しています。

地域の個性を活かした魅力ある景観形成のため、良好な景観形成に重要な役割を果たす樹木について、積極的に保全・継承に努めていきます。

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるもので、以下に示す項目に該当する樹木を、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木に指定します。

①地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている樹木

- ・地域の歴史文化を継承し、地域の景観の特徴をなす樹木
- ・震災の記憶を伝える樹木

②地域のランドマークとなっている樹木

- ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている樹木
- ・地域の景観に影響の大きい樹木
- ・樹齢や樹容等に優れた樹木

③維持管理を行う個人または団体がある樹木

参考：景観重要樹木について

- ・原則として、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。
- ・指定によって、現状変更の規制、規制による損失の補填、管理協定による景観行政団体や景観整備機構による管理などが可能となる。

7 屋外広告物に関する事項

(1) 基本的事項

屋外広告物は、商業等のにぎわい演出の効果がある一方で、無秩序な設置は景観を阻害する要因となります。周囲から突出した形態や色彩を避けたり、設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約するなど、質の高い景観創出に向けて、規制・誘導を行っていきます。

屋外広告物に係る行為の制限については、福島県屋外広告物条例に基づく規制誘導を図ります。

8 公共施設の景観形成に関する方針

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、公園等の公共施設は、地域の景観の骨格となる重要な要素であり、地域のシンボルとなる要素でもあります。これらの公共施設は利便性だけでなく、来訪者に町を印象づける要素ともなります。そのため、景観計画区域における道路、河川、公園等の公共施設については、当該公共施設管理者との協議、同意に基づき、景観重要公共施設に位置づけて、良好な景観の形成に向けた整備に取り組むことを検討します。

景観重要公共施設の整備を行う際には、福島県公共事業景観形成指針による基本的な考え方を活かすとともに、本計画の方針にもとづき景観に配慮するものとします。

ア 道路

道路は、快適な走行性を確保しつつ、背景となる山並みや田園風景等の地域特性に調和した景観形成を図ります。また、連続するオープンスペースとして、緑地帯の確保や自然地形への配慮を行います。歩道等の空間は、町並みと調和し、歩行者にとって魅力的な景観形成を図ります。

- ①自然景観と調和した整備・改善を行うものとし、また、緑化につとめます。
- ③ガードレール等の附属施設の形態、色彩、素材は周辺景観と調和したものとします。
- ④歩行空間は、歩行者が安心して移動できることのできる空間として整備・改善し、沿道の建物と一体となった景観づくりを行います。

イ 河川

景観的な視点に加えて、そこに息づく生態系や自然環境を守り、河川緑地の保全や新西瓜を進めながら、町民や来訪者の憩いの場として楽しむことのできる景観づくりを検討します。

- ①親水性の高い空間づくりを行うとともに、景観に配慮して河川並木や親水護岸の整備、水質浄化等を促進し、潤いある水の景観づくりを行います。
- ②周辺地域からの見え方や河川敷等から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を行います。
- ③治水上の安全性等を適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を用い、自然環境に近い河川景観の形成を行います。
- ④案内板や標識等を設ける場合は、形態、色彩、素材等を工夫し、周辺景観との調和につとめます。

ウ 公園

町民や来訪者の憩いと交流の場として、周辺環境と調和した潤いのある景観づくりを検討します。

- ①それぞれの地域の景観や自然環境に配慮し整備・改善し、適切な維持管理や植栽

等を行います。

- ②公園内に施設・工作物を設ける場合は、背景となる山並み等への眺望景観を妨げないよう配置・形態等に配慮します。
- ③遊具等の公園施設を整備する場合は、形態、色彩、素材等を工夫し、周辺景観との調和につとめます。

(2) 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他の占用物件を設置する場合は、占用物件の配置、形態意匠、素材について、景観重要公共施設及びその周辺の景観に配慮し、景観重要公共施設と一体となった空間を形成するものとします。

9 景観形成の推進方策

(1) 協働による景観まちづくり

ア 町民の役割

町民一人ひとりが、自らの住まいや暮らし、活動が景観をつくっていることを認識し、良好な景観が損なわれないように努めます。身の回りの景観への意識を高め、景観づくりの取組に参加し、地域の景観形成や景観保全に努めます。

敷地内の適切な管理や日常的な清掃等により通りの美観を保ち、また、敷地前面への緑化などによる景観づくりに努めます。

イ 事業者の役割

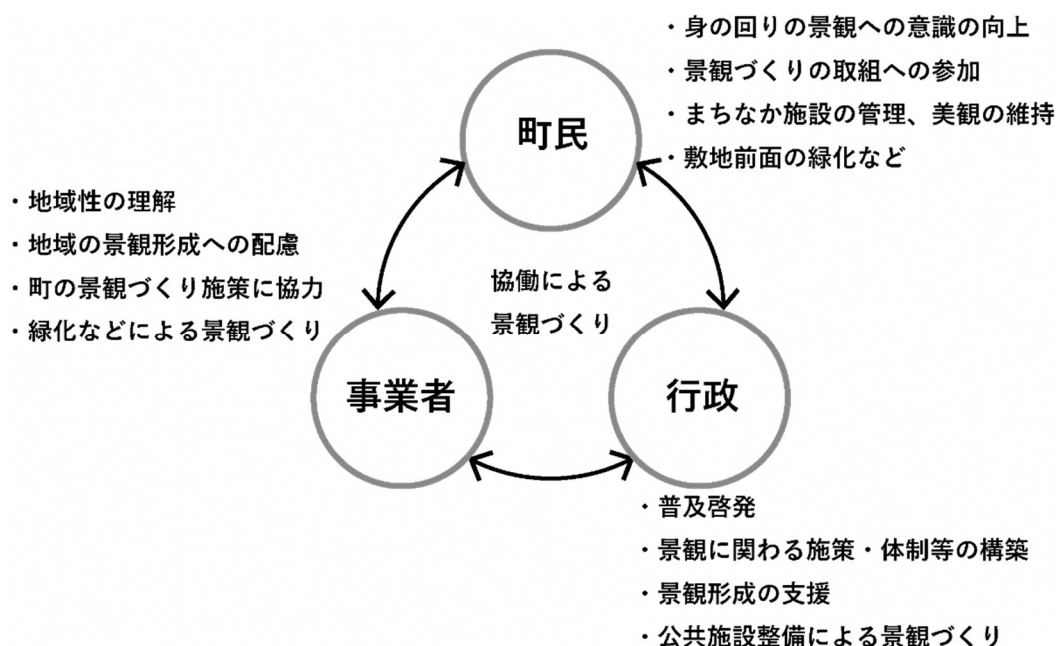
事業者は、事業活動を通じて、地域の景観形成に配慮し、また、町の行う景観づくりに関する施策への協力するよう努めます。

地域性の理解に努め、緑化など景観向上に積極的に取り組み、景観の向上に貢献します。

ウ 行政の役割

優れた景観の保全・形成に向けて、普及啓発等により町民意識の向上を図り、景観形成に関わる施策・体制等の構築を行うとともに、町民・事業者等が自ら行う景観形成活動を支援します。

また、道路、河川、公園等の公共施設整備にあたっては、周辺との調和を図り、町民・事業者等と協力して、地域の個性を尊重し、景観づくりを先導するように努めます。



(2) 推進施策

ア 景観の取組に対する普及啓発

(ア) 景観に関する情報提供

景観に関する情報を積極的に発信し、町民の景観に関する意識の醸成に努めます。
あわせて、フォーラムやまちあるき等を実施することで、景観づくりについて関心を高め、また、身近な景観資源の発掘を進め、町民の参加する機会を提供します。

(イ) 景観に関する学びの推進

学校教育や生涯学習と連携し、地域の景観についての理解を深めます。また、学びを通して、身近な景観づくりを進めるきっかけをつくります。

(ウ) 景観に関する活動への支援

地域で行う景観づくりの取組に対して、各種情報の提供や専門家・アドバイザー等を派遣することで支援を行います。地域の特色を活かした景観づくり、景観を活かしたまちづくりの充実を図ります。

イ 地域特性にあわせたきめ細かな取組の推進

(ア) 住民協定等の活用促進

きめこまかな景観まちづくりを進めるため、景観法に基づく景観協定、建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法に基づく緑地協定の市民による締結等を推進します。

(イ) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定、保全

地域の景観形成に重要な役割を果たしているものを景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、保全を図ります。

ウ 推進体制

(ア) 景観審議会

景観計画の策定及び変更等について、審議を行う景観審議会を設置します。

(イ) 景観整備機構

住民や民間団体による自発的な景観形成を促進するため、景観の保全・整備能力を有する団体などに対して景観整備機構の指定を検討します。